相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区西草深町六番地三六、最後の住所静岡県静岡市駿河区広野一丁目二一番五号　被相続人　亡　青木　辰美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

静岡市葵区鷹匠一丁目五番一号　ＮＥＵＥＺＥＩＴビル四階　鷹匠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北上　紘生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小県郡長和町古町一〇七七番地二、最後の住所滋賀県近江八幡市川原町二丁目六番地二　被相続人　亡　須藤　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

事務所滋賀県近江八幡市出町七六八番地エスペラント二階近江八幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　俣木　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区綾小路通大宮東入下り松町一六八番地、最後の住所京都市右京区嵯峨天龍寺立石町六番地　市営住宅一―二一〇　被相続人　亡　髙野　鈴江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地　ヤサカ烏丸御所南ビル四階　京都第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大河原壽貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄中通一丁目六八番地四、最後の住所大阪府大阪市住吉区帝塚山東二丁目一番三五号帝塚山特別養護老人ホーム玲風苑　被相続人　亡　清水マサヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル四階

相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区新今里六丁目六〇番地、最後の住所大阪市生野区新今里六丁目九番二三号　被相続人　亡　下釜真一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区旭三丁目八番地、最後の住所大阪市西成区出城二丁目四番一〇号特別養護老人ホームまちかどホームすずらん　被相続人　亡　野上伊佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区松屋町通下立売上る一町目六二一番地、最後の住所大阪府高槻市真上町四丁目二番九号　被相続人　亡　浦木　民彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区福島八丁目二八番地、最後の住所大阪市淀川区十三元今里一丁目九番六号グループホームたのしい家淀川内　被相続人　亡　下村ステ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館三階

相続財産管理人　弁護士　藪下　富紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市大畠一丁目四五六番地、最後の住所岡山県倉敷市連島町矢柄六〇九二番地　瀬戸内学園　被相続人　亡　大森富貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

岡山県倉敷市昭和二丁目一番二八号大塚ビル二階

相続財産管理人　弁護士　川井　進

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十二月五日

一　墳墓等所在地　京都府京丹後市久美浜町大向三四六番地　湊宮不動院

一　墳墓等の名称　湊宮不動院共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　名古屋市中区松元町一丁目三七番地　奥村芳仙、本籍不詳　原島ハマ

一　改葬を行おうとする者　京都府京丹後市久美浜町大向三四六番地　湊宮不動院　住職　知久泰澄

債権申出の公告

当社は、平成二十六年八月四日付で破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年六月二十一日、神戸地方裁判所尼崎支部（平成二十九年（ヒ）第五号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

兵庫県尼崎市上ノ島町一丁目二〇番一三号

池田建設株式会社

代表清算人　弁護士　佐々木優雅

連絡先　兵庫県芦屋市業平町二番一四号　プロスペリタ芦屋五〇二

佐々木優雅法律事務所

第33期決算公告

平成29年12月5日

東京都渋谷区恵比寿一丁目３番１号

東阪電子機器株式会社

代表取締役　永野　敏廣

貸借対照表の要旨

（平成29年１月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,262	流動負債	1,136
固定資産	128	（賞与引当金）	(1)
		固定負債	108
		（退職給付引当金）	(41)
		株主資本	146
		資本金	307
		資本剰余金	220
		資本準備金	220
		利益剰余金	△381
		その他利益剰余金	△381
		（うち当期純利益）	(18)
資産合計	1,391	負債・純資産合計	1,391